

「政治」クラスの教材開発

大 橋 真貴子

【要旨】

アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター（以下、IUC）では、3、4 学期、「学生の専門や興味別のコース」¹を提供している。その一つである「政治」を筆者は担当し、佐野史郎他『はじめての政治学』（2017 年、法律文化社）を教科書として用いて政治学の基礎を教えている。本書を 3 年間使用し、予習で生じた疑問を授業前に解決するための動画と、専門日本語の自主学習教材の必要性を感じるようになった。本稿では、試作である「弾劾裁判制度」の解説動画と、政治の専門用語を学生が自主学習できるツールを紹介する。

【キーワード】

専門日本語、政治学、動画教材開発、自主学習教材開発

1 授業の概要

3 学期の「政治」の授業では、『はじめての政治学』の 15 章のうち 11 章を扱い²、通常 2 回の授業で 1 章進む。学生は授業の前に教科書 4、5 ページ読み、教師作成の「課題シート」の内容確認問題に答えて事前に提出する。また、教科書の内容理解の促進と専門用語の習得を目的として教師は単語表を作成し、学生に渡している。学生は教科書を読む際に単語表を見れば、重要な専門用語や難易度が高い単語、慣用句などの読み方と意味を確認することができる。

授業は学生からの質問の受付と解説、内容確認、話し合いの順に進められる。話し合いは、専門用語を用いながら、自分の意見を日本語で論理的に展開できるようになることを目標として行われる。

2 問題の所在

筆者は日本語教育の一環として「政治」を教えながら、次の二つの問題点の解決策を模索してきた。一点目は話し合いの時間の確保、二点目は専門用語の習得方法の確立である。

一点目に関して、1 で述べたように授業は進められることもあるが、教科書の内容確認をしている際に学生から政治に関する質問が出て、教師や他の学生が答えているうちに時

間が過ぎてしまい、話し合いができずに授業が終わってしまうことがある。この場合、学生の知識は増えるが、意見を日本語で論理的に展開するための練習時間や、政治の専門用語のアウトプットの機会が失われてしまったとも言える。一方で、学生が教科書の内容を理解しているかを確認しなかったり、質問の機会を設けずに話し合いを始めても、建設的な話し合いができず、現政治体制への批判のみで終わってしまうこともある。

一点目の問題の解決策として、21-22 年度は予習のために配布する「課題シート」に省庁 HP や動画サイトのリンクを載せておき、疑問を持った場合は読むよう指示を出した。しかし、こうした参考資料に対して、情報が多すぎる、日本語が難しすぎる、などの意見が学生から出された。そこで、日本語の難易度や情報量を踏まえて、学生から毎年度出される質問を解説した動画を作成してはどうかと考え、一部を試作することにした。同じような疑問を持った学生が授業前にその動画を見て納得できれば、授業中の説明の時間を短縮できるのではないかと考えたからである。

二点目の問題は、どのようにしたら学生が専門用語を効率的に習得できるようになるかということである。IUC で「政治」を履修する学生は、日本政治のニュースを理解したい、将来は大学で日本政治を教えたい、国際交流や外交に関わりたい、等の目的を持ち、日本の政治制度に関する専門用語の習得を強く希望している。このため、現在の「政治」では教師が作成した単語表のなかから学生に使用語彙のレベルまでに引き上げてほしい専門用語を選び、クイズとして出題している。しかし、学生は読み方や意味を覚えて単語クイズにのぞみ、授業でも使う努力をしているが、クラスの外では政治の専門用語をアウトプットする機会は少なく、定着には時間がかかる。大学院で政治学を学んで知識もある学生が、専門用語を使わずに政治について意見を述べては説得力に欠けることもあろう。こうしたことを防ぐためにも、専門用語のインプット・アウトプットの機会を増やし、定着を促進する必要がある。そこで、授業外で学生が学習をする上で少しでも助けとなるようなツール（自主学習機能付き単語表）の開発を試みることにした。

3 と 4 では、それぞれの教材開発過程について説明する。

3 動画作成

動画作成は、学生からの質問を基にテーマを一つ決め、内容を検討し、作成する、という順で行った。

3-1 質問のリスト

表 1 は、『はじめての政治学』を読んだ学生から毎年度出る質問を章ごとにまとめたものである。

表1 学生から頻繁に出る質問

タイトル	質問内容
5章 現代の民主主義	大衆民主主義、ポピュリズム、ポリアーキーの違いは何か
6章 現代の福祉国家	ベーシックインカムの導入の可能性はあるか
7章 現代の政治体制	自衛隊は違憲だという判決が出たことはあるのか
8章 選挙	小選挙区制と中選挙区制の違いは何か 小選挙区制は自民党にとって不利か有利か 重複立候補制はどのような制度なのか 国民審査をなぜするのか
9章 世論とマス・メディア	議題設定機能とプライミング効果の違いは何か
10章 国会と立法	弾劾裁判所で裁かれるのは内閣総理大臣ではないのか 議員立法は民主党政権下でも提出されたのか 衆議院の優越と良識の府は矛盾しないのか
11章 内閣と行政	内閣不信任決議可決後、総辞職は起こるのか なぜ自民党は公明党と連立を形成しているのか 90年代に政治改革が行われた背景は何か
12章 政党	派閥と族議員の違いは何か
13章 利益団体	利益団体と政治家にはどのような関係があるのか

試作の動画では、読解力があり政治学を専門とした学生からも質問されることが多い、10章の「弾劾裁判制度」を取り上げることとした。国会の様々な権限や機能を説明している10章で弾劾裁判制度の重要度は、実はそれほど高くない。予習の段階で学生各自が動画を見て制度についての疑問点を解決しておけば、授業では重要度の高い話題、例えば「国会の審議のあり方」や「憲法改正の是非」についての話し合いに十分時間がとれる可能性が高いと考えられるからである。

3-2 弾劾裁判制度に関する質問

弾劾裁判制度は、『はじめての政治学』の「10 章 国会と立法」のなかで、国会の司法に対する権限として説明されている³。「10 章 国会と立法」を読んだ学生は、表 1 に挙げた質問も含め、①から④の疑問を持つことが多い。

- ① 弾劾裁判で内閣総理大臣を罷免するかどうかは問われないのか。
- ② 訴追するのは衆議院で、弾劾裁判を行うのは参議院ではないのか。
- ③ 裁判官は民事裁判や刑事裁判で裁かれないのか。
- ④ 弾劾裁判は民事裁判や刑事裁判とどのように違うのか。

①②の質問が出る理由として、アメリカで教育を受けた学生が多い IUC では、日米の弾劾制度の混同が考えられる⁴。合衆国憲法には「大統領、副大統領及び合衆国の全ての文官は、反逆罪、収賄罪又は其の他の重罪及び軽罪につき弾劾され、且つ有罪の判決を受けた場合は、其の職を免ぜられる」⁵と書かれている。この「文官」には行政官以外の連邦裁判官も含まれ、アメリカでも裁判官が弾劾裁判の対象になるのである。しかし、①の質問をした学生のほとんどが、ニュースで大きく取り上げられる大統領の弾劾裁判の印象が強いことから、弾劾裁判は行政のトップのみを対象とした裁判だと理解し、日本の行政のトップである内閣総理大臣が弾劾裁判の対象となると考えたようである⁶。

また、アメリカでは下院が訴追の権限を持ち、上院が裁判を行って出席議員の 3 分の 2 の同意で弾劾を決定する⁷。このことから、②の質問をした学生は、下院にあたる衆議院に訴追委員会が設置され、上院にあたる参議院で弾劾裁判が開かれると考えたようである。

日本では憲法第 6 章第 64 条第 1 項で「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける」と定められている。弾劾裁判で裁判官が罷免されるのは「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠った」、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があった」⁸ときである。ただ、こうした裁判官を国民が弾劾裁判に直接訴えることはできない⁹。まず国会が設置した訴追委員会に特定の裁判官を弾劾裁判に訴えるよう請求する必要がある。訴追委員は刑事裁判の検察官のような役割を果たし、調査して罷免の訴追をするかどうかを決める。委員会から訴追状（刑事裁判でいう起訴状）が送られると、弾劾裁判が開かれ、審理後、裁判員の評議によって裁判官を辞めさせるかどうかが決まる。審理に関与した裁判員の 3 分の 2 以上が罷免に賛成した場合に、罷免の判決を宣告することとなる¹⁰。裁判官の罷免に関わる訴追委員と裁判員は、衆議院と参議院の国会議員である¹¹。しかし、弾劾裁判は国会議事堂で行われるのではなく、参議院第二別館内にある常設の法廷で行われる。

日米の弾劾裁判の違いをまとめると、アメリカでは上院が訴追、下院が弾劾裁判を行

い、日本では衆参両院が訴追にも弾劾裁判にも関わる。また、アメリカでは議事堂で弾劾裁判が行われるが、日本では国会議事堂外にある常設の法廷で行われ、関わる議員の数も限定されている。

裁判官は民事あるいは刑事裁判では裁かれないのかという③の疑問が生じた理由の一つは、裁判官の特殊性に注目したためと思われる。確かに、裁判官は自律した立場で公正な裁判ができるように日本国憲法でも合衆国憲法でも身分を厚く保障されている¹²。日本国憲法のもとでは、裁判官は弾劾裁判所の罷免の判決を受けない限り辞めさせられることはない¹³。しかし、個別のもめごとを扱う民事裁判で、法律に違反した人をどう罰するかを検討し処罰の重さを決める刑事裁判で、裁判官が裁かれないわけではない。裁判官が法に反する行為をした場合、弾劾裁判と刑事裁判でそれぞれ裁かれたこともある¹⁴。

④の質問である弾劾裁判と民事・刑事裁判の違いについて答える際、最も重要なことは三権の抑制と均衡のために弾劾裁判制度が設けられているという点である。三権の抑制と均衡とは、この場合は司法権と立法権の抑制と均衡であるが、国会は弾劾裁判所を設けることによって司法権を規律し、一方、裁判所は違憲審査権の行使によって立法権を規律して、権力のバランスを保っているということである。司法権を行使する民事・刑事裁判と、三権分立の仕組みの一環であり、国民の代表からなる議会が設置する弾劾裁判では、意義や機能が根本的に異なるのである。

以上、学生が疑問を持つ理由をふまえ動画では次の3点を強調する必要があるとの考えに至った。

- ① 日本では内閣総理大臣や国会議員ではなく、裁判官が弾劾の対象となる。
- ② 訴追委員会と弾劾裁判所は国会が設置する。
- ③ 弾劾裁判所は、三権分立の抑制と均衡の仕組みの一環である。

3-3 動画作成にあたっての注意事項

政治制度を説明した YouTube 配信動画や、インターネット学習動画¹⁵を視聴し、動画の作成には次の4点を考慮することにした。

- ① 学生が飽きずに視聴し続けられるようクイズ形式にし、5分程度とする。
- ② 要点を絞り、不要な情報は入れない¹⁶。
- ③ 理解促進のため、画像やアニメーションを使う。
- ④ 学習効果を考え、スライドに単語表をつける。

以上 3-1 から 3-3 を踏まえてパワーポイントで作成したのが、次の動画である。

[「弾劾裁判所」](#)

4 自主学習機能付き単語表の開発

4 では、授業外で学生が専門日本語を自主学習できるよう筆者が開発したツールを紹介する。

4-1 単語表

『はじめての政治学』の各章を読ませる際、1 で述べたように教師が作成した単語表を学生に渡してある。単語表には、教科書のページ、単語、読み方、意味（英語）が書いてある（図 1 参照）。各単語の意味の欄には、文脈に即した意味のみが書かれている。

図 1 『はじめての政治学』の単語表

		単語	よみかた	意味（英語）
p.18	**	政治意識	せいじ いしき	political awareness
	*	反感	はんかん	antipathy
		追隨する	ついでい する	follow (in the wake of)

また、政治に関する専門用語には「**」が、専門用語ではないが重要な語彙や表現には「*」が、それぞれ付けられており、専門用語に関して学生は覚えて積極的にアウトプットするよう求められている。

なお、2 で述べた各章の単語クイズは「**」をつけた単語から問題が出されている。読み方と意味を書かせる形式で、対面授業の際は紙で配布され、学生は答を記入して提出する。オンライン授業の際は PDF で配布され、学生は解答を手で書いた場合は写真や PDF にしてアップロードし、タイプした場合は word や Google ドキュメントで提出する。

4-2 自主学習機能付き単語表の使い方

筆者は図 1 の単語表を基に、学生が自主学習できるエクセルのファイルを開発した。このファイルには、単語表と単語クイズの二つのシートがある。単語表のシートは、従来の単語表（参考：図 1）と同じ形式である。

単語クイズのシートを用いて、学生は自分で以下の①から③の作業を行い、自らの学習に合わせた単語クイズを作成することができる。（図 2 参照）

- ① 10～15 問のクイズを単語表からランダムに作成できる。
- ② クイズの解答の表示、非表示が切り替えられる。
- ③ 採点と集計ができる。

図2 単語クイズのシート

単語クイズ** 1~34 | *35~97 | 無印 98~158

クイズ範囲 最初1

クイズ範囲 最後34

Total :

Q#	用語#	Lv	Pg.	単語	よみかた	意味 (英語)	正解表示	採点
1	34	**	p.20	冷戦時代				
2	26	**	p.20	右翼				
4	28	**	p.20	保守派	ひまわり	conservatives		

以下の①から⑤において、単語クイズのシートの使い方を紹介する。

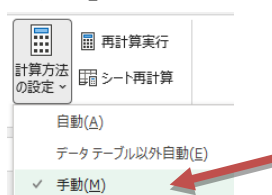
① 開始準備 1

正解表示と採点のセルを空欄にする（前回の入力が残っている場合）

② 開始準備 2

「数式」を選ぶ⇒「計算方法の設定」を選ぶ⇒「手動」に変更する（図3参照）

図3 「数式」メニュー



③ 新規クイズ作成

専門用語（「**」がついている単語）のクイズを作成したい場合は1と34₁₇をクイズ範囲に入れ、再計算実行（またはF9）ボタンを押す₁₈。（図4参照）

図4 クイズ範囲の設定

単語クイズ ** 1~34 | *35~97 | 無印 98~158

クイズ範囲 最初	1
クイズ範囲 最後	34

Total :

Q#	用語#	Lv	Pg.	単語	よみかた	意味 (英語)	正解表示	採点
1	34	**	p.20	冷戦時代				
2	26	**	p.20	右翼				
4	28	**	p.20	保守派	ひまわり	conservative		

④ 正解表示

解答後、正解を表示したいセルに「@」を入力して、シート再計算（または

Shift+F9) ボタンを押す。(図 5 参照)

⑤ 点数表示

点数を出したければ、「採点」のセルに点数（正解なら 1、不正解なら 0）を入力してシート再計算（または Shift+F9）ボタンを押すと、Total のセルに合計点が表示される。(図 5 参照)

図 5 正解表示と採点



Q#	用語#	Lv	Pg.	単語	よみかた	意味(英語)	正解表示	採点
1	26	**	p.20	右翼	うよく	right wing	@	1
2	31	**	p.20	日米安全保障条約	にちべい あんげん ほしやう じやうやく	Japan -US Security Treaty	@	0
3	23	**	p.23	多数派	たすうは	majority	@	1

以上、①から⑤の作業を行うことにより、学生は自身に必要な専門用語をいつでも必要なだけ学習することができる。近年、単語クイズ作成アプリなどはあるが、本稿の自主学習機能付き単語表は、政治の専門日本語に関する重要語を優先的に選択できる点、授業ですぐに使える点、英訳が教科書に沿ったものである点などで学生の利便性を確保できるものと言えるだろう。

5 まとめ

本稿では多言語習得における専門日本語の分野に関する教材開発を取り上げ、センターの「政治」の授業のために試験的に作成した動画や自主学習機能付き単語表を紹介した。

動画と自主学習機能付き単語表の開発にあたって感じたことは、パワーポイントやエクセルに対する筆者の知識不足から思った以上にコストがかかったことである。今後の予定としては、まず試作教材を I U C 卒業生や在校生に使ってもらい、彼らの意見を聞きながら改善していくことである。22-23 年度の 3 学期開始までに『はじめての政治学』の他の質問(表 1 参照)の動画や各章の自主学習機能付き単語表の作成を終わらせ、同年度の「政治」で使用する予定である。その過程で、効率的に作成する方法を考えていきたい。

動画と自主学習機能付き単語表が、教師が授業で説明時間を減らして話し合いの時間を確保し、学生が専門用語を短時間で覚えてアウトプットする手助けとなることを期待している。一方で、自主学習の時間が長くなり、学生の負担の増加というデメリットも予想さ

れる。学生の意見を聞きながら、「政治」の課題や進め方自体を改善していく必要もある。

日本語教育の一環として政治学を教える際、日本語力および専門日本語力の向上と専門知識の習得という両輪のバランスを重視しなければならない。今後も教材開発や実践的なカリキュラムに対する報告を行っていきたい。

注

- 1 アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター「レギュラーコースカリキュラム」
<https://www.iucjapan.org/html/curri_regular_j.html> (2022.8.20 最終閲覧)
- 2 クラスの詳細については、「授業概要 選択 A：政治」
<https://www.iucjapan.org/syllabus/hp_syllabus_seiji.pdf> (2022.8.20 最終閲覧) 参照。
- 3 『はじめての政治学【第 2 版】』の 90～91 ページには「国会には、弾劾裁判所を設ける権限がある。一般に、裁判官は身分が保障されており、罷免されることはない。しかし、裁判官が職務上の義務を著しく違反した場合、職務をはなはだしく怠った場合、裁判官の威信を著しく失う非行があった場合には、国会に設けられた訴追委員会が、弾劾裁判の開催を決め、弾劾裁判所は裁判官を罷免できる。これまでに 7 人の裁判官が辞めている。たとえば、首相への偽電話、弁護士からの背広やゴルフセットの収賄、児童買春行為、ストーカー行為などが理由である」と書かれているが、必要最低限の情報しかないため、学生はなかなか理解できないようである。
- 4 「弾劾」には、罪や不正を暴く、厳しく責任を問う、といった意味があり、大統領や大臣あるいは裁判官など、強い身分保障を受けた公務員が、その職務にふさわしくない行為をした場合に、国民（実際には、国民の代表者で構成される議会など）の意思によって罷免する制度のことを「弾劾制度」と呼ぶ。国によって、制度の対象や形式は少しずつ異なる。裁判官弾劾裁判所「01.裁判官弾劾裁判所とは？」
<<https://www.dangai.go.jp/intro/intro1.html>> (2022.8.25 最終閲覧)
- 5 アメリカ合衆国憲法 第 2 章第 4 条
- 6 日本では議院内閣制を採用しているので、国会が内閣総理大臣を辞めさせることができる。衆議院において内閣不信任決議案が可決され、内閣が総辞職する場合である。ただし、内閣は総辞職をしない場合、衆議院を解散しなければならない。なお、内閣不信任の議決から 10 日以内に衆議院を解散しない場合にも、内閣は総辞職をしなければならない。佐野 (2017)
- 7 アメリカ合衆国憲法 第 1 章第 2 条第 5 項、第 1 章第 3 条第 6 項
- 8 弾劾法 第 2 条
- 9 訴追委員会は、国民だけではなく最高裁判所から罷免訴追の請求があったときにも、

- 特定の裁判官について調査する。また、請求がなくても独自の判断で罷免の事由があるかどうかを調査することができる。裁判官弾劾裁判所「03.弾劾裁判はこう進む」
<<https://www.dangai.go.jp/intro/intro3.html>> (2022.8.25 最終閲覧)
- 10 詳しい手続きについては、裁判官弾劾裁判所「03.弾劾裁判はこう進む」
<<https://www.dangai.go.jp/intro/intro3.html>> (2022.8.15 最終閲覧) を参照。
- 11 訴追委員会のメンバーは衆議院・参議院の各院から 10 名ずつ、計 20 名の国会議員から構成され、この 20 名とは別に衆参各院から 7 名ずつ、計 14 名の国会議員が弾劾裁判の裁判員を務める。訴追委員会も弾劾裁判所も国会議員によって構成されるが、国会、衆参両院、政党から独立し、国民の代表として職務を行うこととなっている。裁判官弾劾裁判所「01.裁判官弾劾裁判所とは？」
<<https://www.dangai.go.jp/intro/intro1.html>> (2022.8.25 最終閲覧)
- 12 日本国憲法では第 6 章第 78 条、合衆国憲法では第 3 章第 1 条で裁判官の身分保障を規定している。
- 13 ただし、心身の故障のために裁判官としての職務を執ることができないとされた場合と、国民審査制度で国民の投票の多数（「×」が記載された票が、何も記載されていない票の票数を超えた場合）が罷免を可としたときも罷免される。（憲法第 78、79 条）
- 14 宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮簡易裁判所判事に対する事件では、裁判官は刑事裁判で有罪、弾劾裁判で罷免となった。裁判官弾劾裁判所「02.弾劾裁判所の歴史 / 平成元年以降」<<https://www.dangai.go.jp/lib/lib2/6.html>> (2022.8.25 最終閲覧)
- 15 ・株式会社リクルート「スタディサプリー」<<https://studysapuri.jp/>> (2022.8.15 最終閲覧)
・「mini いけ先生の倫政チャンネル」
<<https://www.youtube.com/channel/UCgmTZbyWH9qEN072-OmxKUQ>> (2022.8.15 最終閲覧)
・「映像授業 Try IT (トライイット)」
<<https://www.youtube.com/channel/UCcj-cHmS0uD91MLjtdiN89Q>> (2022.8.15 最終閲覧)
などを参考にした。
- 16 例えば、資格回復裁判請求事件の裁判（罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免によって失われた資格を回復させるかどうかを判断する裁判）については動画でふれなかった。
- 17 1～34 の番号は、エクセルのファイルを作成する便宜上各専門用語につけた番号である。
- 18 「*」がついている単語を含めたいならば 1～97、「**」も「*」もついていない単

語を含めたいならば 1～158 を、学生自身がクイズ範囲に打ち込むことによって、専門用語以外の単語を含めた単語クイズを作ることも可能である。

参考文献

- 久保文明・砂田一郎・松岡泰・森脇俊雅 (2017) 『アメリカ政治 【第 3 版】』 有斐閣
- 佐野史郎・上野友也・松村博行 (2017) 『はじめての政治学 【第 2 版】』 法律文化社
- 秋澤委太郎 (2022) 「2021-22 年度レギュラーコースカリキュラム報告—アメリカ・カナダ大学連合日本研究センターの集中日本語教育—」 『アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター教育研究年報』 第 11 号 pp.51-71
- <https://iucjapan.org/pdf/nenpou2022_Akizawa.pdf>
- 松元宏行 (2000) 「医学系留学生のための専門日本語教育」 『専門日本語教育研究』 第 2 号 pp.46-53
- <http://stje.kir.jp/download/02_46.pdf> (2022.8.15 最終閲覧)
- 裁判官弾劾裁判所<<https://www.dangai.go.jp/index.html>> (2022.8.25 最終閲覧)
- American Center Japan 「アメリカ合衆国憲法」
- <<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/>> (2022.8.15 最終閲覧)